

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

算定基礎届の申請が始まりました！

今月のニュースレターでは、7 月 1 日より申請が開始となりました算定基礎届について、改めて概要等をご案内いたします。

■ 「算定基礎届」とは？

健康保険および厚生年金保険の被保険者および 70 歳以上被用者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7 月 1 日現在で使用している全被保険者の 3 カ月間（4 月～6 月）の報酬月額を算定基礎届により届出し、この内容に基づき毎年 1 回、標準報酬月額を決定し直します。決定し直された標準報酬月額は、原則 9 月から翌年 8 月までの 1 年間適用されます。

参考 URL：日本年金機構「定時決定（算定基礎届）について」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20121017.html>

■ 令和 7 年度の算定基礎届

令和 7 年度の算定基礎の申請期間については以下の通りとなります。

【申請期間】

令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 7 年 7 月 10 日（木）

日本年金機構からも算定基礎に関する情報として、算定基礎届を作成する際に確認しておきたい「算定基礎届の記入・提出ガイドブック（令和 7 年度）」の他、記入にかかる基本的な事項から具体的事例、提出方法等について説明した動画が公開されています。

算定基礎届の様式等は既に送付されておりますので、早めにこれらを確認しておくことで、スムーズな届出になるでしょう。ぜひ、以下よりご確認ください。

参考 URL：日本年金機構

算定基礎届の記入・提出ガイドブック（令和 7 年度）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20121017.files/santei.guide.book.pdf>

算定基礎届事務説明【動画】

https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga_kounen/santeisetsumei.html

◆7 月の労務スケジュール

- ～7/10 労働保険年度更新手続き
- ～7/10 算定基礎届手続き
- ～7/31 6 月分社会保険料納付
- ～7/10 6 月分源泉徴収税額住民税額の納付

◆夏季休業のお知らせ

誠に勝手ながら、8/13（水）、8/14（木）、8/15（金）は弊所の夏季休業日とさせていただきます。
ご不便をおかけするかもしれませんが、
ご了承のほど、何卒よろしくお願いいたします。